

令和 8 年度 大分県青少年育成県民会議総会・講演会 次 第

日時：令和 8 年 7 月 8 日（水） 14：00～

場所：大分県庁舎本館 2 階 正庁ホール



I 総 会

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 案

- | | |
|---------|-------------------------|
| 第 1 号議案 | 役員の選任（報告） |
| 第 2 号議案 | 令和 7 年度事業報告 |
| 第 3 号議案 | 令和 7 年度収支決算及び監査報告 |
| 第 4 号議案 | 令和 8 年度活動方針（案） |
| 第 5 号議案 | 令和 8 年度事業計画（案）及び収支予算（案） |
| 第 6 号議案 | 自死遺児救済援護事業実施要領及び給付金額の改正 |

- 4 閉 会

II 講演会

演題：「子どもから大人までの情報モラル」

講師： 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所
主任研究員 有廣 美優 氏

第1号議案 役員の選任(報告)

役職	氏名	役職名
会 長	佐藤 樹一郎	大分県知事
副会長	荒金 淳	大分県青少年団体連絡協議会長
	佐藤 章	社会福祉法人大分県社会福祉協議会長
	(新) 那賀 照晶	大分県PTA連合会長
	長野 恭紘	大分県市長会長
	日野 康志	大分県町村会長
監 事	(新) 姫野 宏明	大分県中学校長会長
	三浦 一雄	大分県立学校長協会長
運営委員	(新) 岡野 涼子	大分県議会福祉保健生活環境委員会委員長
	木本 崇	大分合同新聞社編集局地域報道部長
	(新) 小山 統之	大分県私立中学高等学校校長会長
	藤野 久信	大分県経営者協会専務理事
	大塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事
	渡辺 登	大分県中小企業団体中央会専務理事
	(新) 吉田 結香	公益社団法人日本青年会議所九州地区大分ブロック協議会会長
	石本 健二	日本労働組合総連合会大分県連合会長
	矢野 伸二	大分県高等学校PTA連合会長
	水谷 トシエ	一般社団法人大分県地域婦人団体連合会会長
	牧 和志	大分県スポーツ少年団本部長
	但馬 英二	公益社団法人日本ボーイスカウト大分県連盟理事
	森 容子	公益社団法人ガールスカウト大分県連盟長
	松本 布城美	大分県更生保護女性連盟会長
	佐藤 靖久	大分県少年警察ボランティア協会長
	宇野 吉信	大分県BBS連盟会長
	古田 裕樹	大分県連合青年団長
	石田 泰秀	大分市青少年健全育成連絡協議会長(中央ブロック)
	御幡 雅章	中津市青少年健全育成市民会議会長(県北ブロック)
	稿本 一彦	竹田市青少年育成市民会議事務局長(豊肥ブロック)
	(新) 坂西 和宏	日出町青少年健全育成町民会議事務局長(別府国東ブロック)
	宮崎 正豊	佐伯市青少年育成市民会議会長(県南ブロック)
	(新) 伊東 寿憲	日田市青少年問題協議会事務局長(久大ブロック)
	(新) 松村 義広	大分県教育庁教育次長(社会教育担当)
	(新) 後藤 和樹	大分県警察本部生活安全部長
	(新) 井下 秀子	大分県生活環境部長

任期:2年(令和8年度から9年度)

(敬称略)

第2号議案

令和7年度事業報告

	事業名	事業の概要	開催時期	場所
被害・非行防止対策と青少年の権利尊重の取組の推進	青少年の被害・非行防止全国強調月間	国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の被害・非行の防止のための取組の推進。 ・県下一斉立入調査(7/18) ・県庁舎での横断幕掲示(7/1～7/31) ・大分駅前におけるあいさつ運動(7/31) ・市町村民会議への協力依頼 啓発用ティッシュの送付	7月	全県
	啓発資料等の作成・配布	○青少年の健全な育成啓発用 ・ティッシュ2種類 3,000個 ・ウェットティッシュ2種類 2,000個 ・のぼり旗2種類60枚(各市町村に配布) ・手持ち横断幕 ○社会的自立に困りを持つ子ども・若者相談窓口周知用 ・ウェットティッシュ1種類 1,000個	年間	全県
	被害・非行防止等講演会	青少年の被害・非行防止等、青少年の権利尊重の取組を推進するため、県民会議会員団体を対象に講演会を開催した(総会終了後)。 講師 大分県人権教育・啓発推進協議会 人権啓発講師 布施 順子 氏 演題 「居場所『ツドエバ』の実践を通して『誰もが安心して生きられる地域社会』について考える」 専門職によるアウトリーチ活動の一事例	6月13日	県庁舎 新館14階 大会議室

体験活動の推進	青少年育成事業	青少年育成に関する体験活動や普及啓発活動などの、青少年団体の活動に係る事業費を補助した。 対象:会員団体及びその下部団体 上限:5万円 助成団体:9団体	年間	全県
	第47回少年の主張 大分県大会 (国立青少年教育振興機構から委託)	中学生に意見発表の機会を提供し、社会参画への機運を醸成するとともに、全国大会に推薦する大分県代表を選考した。 会 場:別府市中央公民館 応募数:1,521作品、22校 来場者数:約300人 (最優秀賞) 竹田市立竹田中学校 3年 島村 音羽 「逃げた先に見えた夢」 (優 秀 賞) 別府市立北部中学校 3年 小野 ソフィア 「私の大切な一歩」 臼杵市立西中学校 3年 亀井 美咲 「当たり前なのは特別なもの」 (特 別 賞) 大分県教育長賞 別府市立朝日中学校 3年 後藤 葉日 「「かわいそう」という名の偏見」 共 感 賞 大分県立大分豊府中学校 3年 明石 結宇 「魔法使いと日記」	8月29日	別府市
	中学生・高校生 地域リーダー 育成研修事業	県内中学生・高校生を対象に、地域の課題を様々な人々と協働しながら、その解決に向けて主体的に取り組むために求められる考え方やスキル等を身につけることを目的に実施した。 開催地:宇佐市安心院町 内 容:宇佐市安心院町で、グループワーク、地域に根ざした活動を行う講師の講話 ブドウ栽培作業等の体験活動を通して 新たな価値観に出会い、地域活動や 社会貢献への参画について学んだ。 参加者数:県内中学生・高校生 計39名 (中学校3校、高等学校7校)	7月12日	宇佐市

普及啓発と県民運動の推進	大人が変われば 子どもも変わる 県民運動	○県民総ぐるみあいさつ運動 7月30日 県下一斉あいさつ運動 ～JR大分駅府内中央口 11月5日 おおいた教育の日推進大会会場 入口でのあいさつ運動 ～由布市挾間町 はさま未来館 11月20日 県下一斉あいさつ運動 ～ガレリア竹町ドーム広場 JR大分駅上野の森口	年間	全県
	秋のこどもまんなか 月間	こども・子育てにやさしい社会づくりの推進に向け、 社会全体でこどもや子育て中の方々を支える機運を 醸成するため、県内市町村で街頭指導・啓発活動を実 施 ・県下一斉あいさつ運動(11/20) ・県庁舎での横断幕掲示(11/1～11/30) ・各市町村民会議への協力依頼 啓発用ティッシュの送付	11月	全県
	自死遺児 救済援護事業	自殺により親を失った子ども(自死遺児)の入学・卒 業・修学旅行等に対し給付金の支給 給付実績:16家族、25名	年間	全県
	大分県青少年 健全育成大会	青少年育成県民運動の一層の高揚を図るため、功 労者の表彰を行うとともに、青少年の意見発表等によ り、家庭・学校・地域・社会が連携して青少年の育成 環境の整備に取り組む機運醸成を図った。 場所:トキハ会館ローズの間 内容:青少年育成県民会議会長表彰 青少年団体の部(1)、保護育成団体(1) 保護育成者の部(2) 講演「青少年活動によって作られた私の一生」 (講師)学校法人道德学園 初代理事長 安東 敏真 氏	11月17日	大分市
	県民会議等の 活動広報	○広報誌「大分の青少年」の発行 ・NO88-1 発行時期10月 3,000部 ・NO88-2 発行時期3月 2,600部 ○県庁HPやSNSによる情報発信	年間	全県
	その他	○内閣府や青少年育成都道府県民会議との連携 青少年育成九州地区会議(沖縄県) 書面開催 ○大分県青少年育成県民会議 ・運営委員会(5月23日、10月1日) ・総 会(6月13日)	年間	全県

第3号議案

令和7年度収支決算書

収 入

(単位：円)

科目			予算額	決算額	増 減	摘 要
補助金	県 費	青少年育成県民活動推進事業	3,252,000	3,252,000	0	
		自死遺児救済援護事業	2,680,000	1,895,830	▲ 784,170	
	計		5,932,000	5,147,830	▲ 784,170	
委託料	(独) 国立 青少年教育 振興機構	少年の主張県大会	700,000	553,947	▲ 146,053	
		中学生・高校生地域リーダー育成研修	618,272	485,142	▲ 133,130	R6年度分：237,272 R7年度分：247,870
	計		1,318,272	1,039,089	▲ 279,183	
会費収入			318,000	318,000	0	3,000円×101団体（会員） 5,000円×3（賛助会員）
雑収入	預金利息					
	雇用保険料		8,000	7,833	▲ 167	事務局職員雇用保険料
	雑収入					
繰越金			597,651	597,651	0	
計			8,173,923	7,110,403	▲ 1,063,520	

支 出

(単位：円)

科目		予算額	決算額	増 減	摘要
非行防止と 有害環境浄化 活動の推進	(合計)	390,000	289,740	▲ 100,260	
	被害・非行防止啓発等	390,000	289,740	▲ 100,260	啓発用物品（ポケットティッシュ）作成・配付 横断幕掲示
体験活動の 推進	(合計)	1,617,398	1,313,417	▲ 303,981	
	少年の主張大分県大会の開催	701,148	583,027	▲ 118,121	審査員謝礼・旅費・表彰経費・会場使用料
	中学生・高校生地域リーダー育成研修会	416,250	282,827	▲ 133,423	講師・協力者報償費・旅費・バス借上料
	小計	1,117,398	865,854	▲ 251,544	
	青少年育成事業	500,000	447,563	▲ 52,437	青少年育成事業負担金等
県民会議活動 の推進	(合計)	5,804,000	4,535,029	▲ 1,268,971	
	総会、運営委員会等の開催	125,000	125,185	185	食糧費・通信経費等
	広報紙「大分の青少年」	130,000	110,808	▲ 19,192	広報誌「大分の青少年」作成・配付
	賃金、社会保険料	1,800,000	1,548,270	▲ 251,730	事務局職員人件費
	九州地区会議（沖縄県）	88,000	0	▲ 88,000	書面開催
	青少年健全育成大会の開催	319,000	263,520	▲ 55,480	報償費・旅費・表彰物品・会場使用料
	県民総ぐるみあいさつ運動	312,000	56,341	▲ 255,659	食糧費・通信運搬費・役務費
	事務局費（庁舎使用料等）	350,000	531,265	181,265	庁舎管理費・消耗品・通信経費等
	小計	3,124,000	2,635,389	▲ 488,611	
	自死遺児救済援護事業	2,680,000	1,899,640	▲ 780,360	
予備費		362,525	0	▲ 362,525	
計		8,173,923	6,138,186	▲ 2,035,737	
令和8年度への繰越金			972,217		

監 査 報 告 書

大分県青少年育成県民会議の令和7年度会計及び会務執行の状況を監査した結果、適正であることを認めます。

令和8年 5月 12日

大分県青少年育成県民会議

監 事

三浦 一



監 事

姫野 宏明



第4号議案

令和8年度活動方針（案）

大分の全ての青少年が、安全で安心な環境の中で、豊かな心をもち、規範意識や社会性を身につけ、個性や創造性を発揮してよりよく生きる次世代を担う人材として成長していくことが県民全ての願いです。

設立当初の県民会議における大きな課題であった青少年の非行問題については、令和4年の本県の刑法犯少年の検挙・補導件数が統計を取り始めた昭和24年以降最少の66名になるなど、これまでの被害・非行防止対策の取組が一定の成果を挙げてきました。しかし、令和5年109名、6年145名、7年220名と3年連続で増加傾向にあり、コロナ発生前の数値を上回る状況になっています。

日本全体を見ると、少年による凶悪重大な事件や不可解な動機による非行事件が後を絶たず、さらには暴力行為の多発や集団的な問題行動の増加など、少年非行をめぐる情勢は一層深刻化しています。

情報化社会の急速な進展に伴い、AI・SNS・動画配信サービスなど新たなデジタルデバイスが急速に普及する中で、青少年が依存やトラブルに巻き込まれるケースが多様化しています。同時に、ひとり親家庭の増加に伴う子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなどの社会問題に加え、ニートやひきこもり、不登校の長期化、さらには自殺念慮を抱える若者の増加など、青少年の社会的自立支援が急務となっています。

近年の急速な少子高齢化と人口減少の進行に伴い、地域コミュニティの機能低下が顕著になる中で、青少年の豊かな人間性、主体性や社会性を育むためには、学習支援や職業体験、異世代交流など、地域全体で青少年を支える仕組みづくりが不可欠です。あわせて、青少年が地域の諸課題の解決に主体的に参画する機会を創出することにより、地域社会の一員としての当事者意識を醸成し、青少年の社会参画を推進することが求められています。

また、青少年を取り巻く環境が急速に変化する中であっても、“青少年の問題は親を含めた社会全体の鏡である”という認識を改めて共有し、大人のデジタルリテラシーやメンタルヘルスに対する自己管理能力の向上、家庭と地域、学校が一体となった教育力の強化が求められています。

大分県青少年育成県民会議では、これらの諸課題を踏まえ、次世代を担う青少年の育成を

図るため、今年度についても以下の3つの重点項目を中心に、関係団体・機関と連携して総合的かつ実践的な県民運動を展開していくこととします。

重点項目

(1) 被害・非行防止と青少年の権利尊重の取組の推進

地域ぐるみの取組の機運を醸成するため広報・啓発活動を強化するとともに、立入調査の実施等により青少年の非行の未然防止を図ります。また、スマートフォン・インターネット、SNS等のデジタル環境の急速な変化に対応し、利用に関する家庭でのルールづくりや発達段階に応じたりテラシー教育など、適正利用に関する啓発活動等に重点的に取り組みます。

あわせて、青少年の権利尊重と社会参画の促進に関する取組を推進します。

(2) 体験活動の推進

青少年が、地域や社会の一員として、未来を主体的に切り拓く資質と能力を持った人間に成長することができるよう、少年の主張大分県大会及び中学生・高校生地域リーダー育成研修などの体験活動を推進します。

また、SNS等のデジタル広報媒体を戦略的に活用し、青少年育成団体の取組を多角的に紹介することで、組織の強化と活動の活性化、さらには新規参加の促進に繋がります。

(3) 普及啓発と県民運動の推進

街頭での啓発活動や広報紙・SNS等のデジタル広報媒体を積極的に活用した普及啓発に努めるとともに、“青少年の健全育成には、大人が姿勢を正してモラルの向上や地域の教育力を高めることが重要である”という共通認識のもと、県や市町村、青少年育成市町村民会議、青少年育成機関・団体等と連携・協力して、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動や「県民総ぐるみあいさつ運動」に取り組みます。

第5号議案

令和8年度事業計画(案)

	事業名	事業の概要	開催時期	場所
被害・非行防止対策と青少年の権利尊重の取組の推進	青少年の被害・非行防止全国強調月間	国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の被害・非行の防止のための取組を進める。 ・県下一斉立入調査 ・県庁舎での横断幕掲示 ・市町村民会議への協力依頼のぼり、たすき、帽子の貸し出し ・あいさつ運動の実施	7月	全県
	啓発資料等の作成・配布	地域ぐるみの被害・非行防止の機運を醸成するため、ポケットティッシュ等の啓発資料を作成し、配布する。 社会的自立に困りを持つ子ども・若者やその家族の相談を受ける窓口を周知するため、ポケットティッシュ、チラシ等の啓発資料を作成し、配布する。	年間	全県
	家庭でのネット利用のルールづくり	青少年のインターネット利用に関して、家庭の中でのルールづくりを促すため、啓発等を実施する。	年間	全県
	被害・非行防止等講演会	青少年の被害・非行防止等、青少年の権利尊重の取組を推進するため、県民会議会員団体を対象に講演会を開催する(総会終了後)。 講師 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 主任研究員 有廣 美優 氏 演題 『子どもから大人までの情報モラル』	7月8日	県庁舎 本館2階 正庁ホール
体験活動の推進	青少年育成事業	青少年育成に関する体験活動や普及啓発活動などの、青少年団体の活動に係る事業費を補助する。 対象:会員団体及びその下部団体	年間	全県
	第48回少年の主張大分県大会(国立青少年教育振興機構から委託)	中学生に意見発表の機会を提供し、社会参画への機運を醸成する。併せて全国大会の大分県代表を選抜する。 会 場:はさま未来館 対 象:県内中学生	8月21日	由布市

体験活動の推進	中学生・高校生地域リーダー育成研修事業	県内中学生・高校生を対象に、地域の課題を様々な人々と協働しながら、その解決に向けて主体的に取り組むために求められる考え方やスキル等を身につけることを目的に実施。 開催予定地:別府市 対象:県内中高生	10月	別府市
	大人が変われば子どもも変わる県民運動	○県民総ぐるみあいさつ運動 7月 県下一斉あいさつ運動 11月 おおいた教育の日推進大会 11月 県下一斉あいさつ運動	年間	全県
	秋のこどもまんなか月間	こども・子育てにやさしい社会づくりの推進に向け、社会全体でこどもや子育て中の方々を支える機運を醸成するため、県内市町村で街頭指導・啓発活動を行う。 ・県下一斉あいさつ運動 ・県庁舎での横断幕掲示 ・各市町村民会議への協力依頼・のぼり、たすき等の貸し出し	11月	全県
	自死遺児救済援護事業	自殺により親を失った子ども(自死遺児)の入学・卒業・修学旅行等に対し給付金の支給を行う。	年間	全県
	大分県青少年健全育成大会	青少年育成県民運動の一層の高揚を図るため、功労者の表彰を行うとともに、青少年の意見発表等により、家庭・学校・地域・社会が連携して青少年の育成環境の整備に取り組む機運醸成を図る。 場所:トキハ会館ローズの間 内容:表彰、講演、意見発表 等	11月6日	大分市
	県民会議等の活動広報	○広報誌「大分の青少年」の発行 NO89-1:10月頃 2,900部 NO89-2:3月頃 2,500部 ○県庁HPやSNSによる情報発信	年間	全県
	その他	○内閣府や青少年育成都道府県民会議との連携 青少年育成九州地区会議(熊本県) ○大分県青少年育成県民会議 ・運営委員会(書面開催、9月30日) ・総 会(7月8日)	年間	全県

第5号議案

令和8年度収支予算書(案)

収 入

(単位：円)

科目			予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
補助金	県 費	青少年育成県民活動推進事業	3,452,000	3,252,000	200,000	
		自死遺児救済援護事業	3,260,000	2,680,000	580,000	
	計		6,712,000	5,932,000	780,000	
委託料	(独) 国立 青少年教育 振興機構	少年の主張県大会	700,000	700,000	0	
		中学生・高校生地域リーダー育成研修	366,000	618,272	▲ 252,272	R8年度分：366,000円
	計		1,066,000	1,318,272	▲ 252,272	
会費収入			318,000	318,000	0	3,000円×101団体（会員） 5,000円×3 （賛助会員）
雑収入			8,000	8,000	0	事務局職員雇用保険料
繰越金			972,217	597,651	374,566	前年度より繰越
計			9,076,217	8,173,923	902,294	

支 出

(単位：円)

科目		予算額	前年度予算額	増 減	摘要
非行防止と 有害環境浄化 活動の推進	(合計)	350,000	390,000	▲ 40,000	
	被害・非行防止啓発等	350,000	390,000	▲ 40,000	
体験活動の 推進	(合計)	1,820,000	1,617,398	202,602	
	少年の主張大分県大会の開催	710,000	701,148	8,852	
	中学生・高校生地域リーダー育成研修会	450,000	416,250	33,750	
	小計	1,160,000	1,117,398	42,602	
	青少年育成事業	660,000	500,000	160,000	
県民会議活動 の推進	(合計)	6,545,200	5,804,000	741,200	
	総会、運営委員会等の開催	126,000	125,000	1,000	総会運営
	広報紙「大分の青少年」	130,000	130,000	0	広報誌作成・配付
	賃金、社会保険料	1,869,600	1,800,000	69,600	事務局職員人件費
	九州地区会議(熊本県)	39,600	88,000	▲ 48,400	旅費
	青少年健全育成大会の開催	350,000	319,000	31,000	講師関係経費、会場使用料、表彰関係
	県民総ぐるみあいさつ運動	320,000	312,000	8,000	啓発用物品作成・配付
	事務局費(庁舎使用料等)	450,000	350,000	100,000	庁舎管理費・消耗品・通信経費等
	小計	3,285,200	3,124,000	161,200	
予備費		361,017	362,525	▲ 1,508	
計		9,076,217	8,173,923	902,294	

第6号議案

自死遺児救済援護事業実施要領及び給付金額の改正について

1 事業内容

「自死遺児救済援護事業」は、大分県青少年育成県民会議が県から補助金を受けて実施する事業であり、自殺により親を失った児童生徒（小学生・中学生）を対象に入学・卒業祝い、修学旅行助成等の援護活動を行うことにより、遺児の健全育成を図るもの。

※令和7年度支給内容は別紙のとおり

2 改正内容

(1) 自死遺児救済援護事業実施要領の改正

① 主な変更点（別添新旧対照表参照）

ア 高校年次を対象とした育英支援金の新設

イ 申請基準日の明確化

② 改正理由

ア 育英支援金の新設

当事業はこれまで小学生・中学生を対象としており、高校生年代の支給はなかったところ、中学校卒業後もほとんどの子どもが高校に進学しており、経済的に自立しておらず、高校年次の経済的困難は、学業の継続や進学など子どもの将来に大きな影響を及ぼす。

よって、高校年次も支給対象とした「育英支援金」の新設及び高校年次を対象とすることによる必要な本文の改正を行うもの。

イ 申請基準日の明確化

現要領には受給申請日の定めはなく、運用上、申請を受付け、必要な照会などを行った後に給付の可否を決定し、決定日が年度内であれば、当該年度当初まで遡り給付金を支給、決定日が翌年度になった場合は翌年度分からの支給としている。

しかし、必要な照会などに時間を要する場合があり、申請から決定までの期間は一定ではないことから、決定日により年度内支給の可否が決まる現状の運用は公平性を欠いており、基準日を申請日とし、その旨を実施要領に加えて明確化するもの。

③ 施行期日

令和8年度4月1日

(2) 支給額の変更

① 変更点（詳細については自死遺児救済援護事業を参照）

新規自死遺児激励金	2万円⇒5万円
文化鑑賞・スポーツ観戦助成金	5千円⇒2万円
クリスマスプレゼント	1万円⇒2万円
育英支援金	0円⇒6万円

② 変更理由

ア 物価高騰による家庭支出金額の増加

（参考）2人以上の世帯の年間消費支出額は過去10年間で38万1,750円増加

イ 交通事故遺児救済援護事業との額の統一

本事業は県の補助金により行っている事業であり、同じく交通遺児に対しても県の補助金を元に交通安全推進協会が主体となり支援事業を行っている。

過去それぞれの実施主体が物価や教育費の変動に合わせ額の改定を行い、現在、交通事故遺児と自死遺児では支給額に差が生じているが、交通事故遺児と自死遺児で親を亡くしたことで直面する困難に違いはなく、行政が行う支援として支給額に差があることは公平性や平等性を欠くことから額の統一を図るもの。

	交通事故遺児	自死遺児	差額
新規激励金	50,000	20,000	-30,000
入学祝金	50,000	50,000	0
修学旅行助成金（小）	20,000	20,000	0
修学旅行助成金（中）	30,000	30,000	0
家族ふれあい旅行助成金	50,000	50,000	0
文化鑑賞・スポーツ観戦助成金	20,000	5,000	-15,000
クリスマスプレゼント	20,000	10,000	-10,000
中学校卒業祝金	100,000	100,000	0
育英支援金	60,000	0	-60,000

③ 適用

支給額変更の適用は令和8年4月1日からとし、本年度改定前の額で支給済の場合は改定後の額との差額を改めて支給する。

自死遺児救済援護事業実施要領 新旧対照表

新	旧
自死遺児救済援護事業実施要領	自死遺児救済援護事業実施要領
第1条 (略) (定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 小学校に就学する年齢にある者から満18歳に達する日が属する年度末までの者 で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学する者、または中学校を卒業し、保護者に扶養されている者 (2) 保護者 子どもの親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他子どもを現に監護する者 (3) 自死遺児 自殺により親を失った子どもで、親の再婚や養子縁組等により新たに両親を得た者は除く。 (受給の要件) 第3条 県民会議から自死遺児救済援護事業により給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 自死遺児であること (2) 保護者が大分県内に居住していること 第4条 (略) (受給期間) 第5条 自死遺児救済援護事業により、自死遺児が給付を受ける期間は、小学校就学の始期から満18歳に達した日が属する年度末までとする	第1条 (略) (定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小・中学部に在学する児童生徒 (2) 保護者 児童生徒の親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他児童生徒を現に監護する者 (3) 自死遺児 自殺により親を失った児童生徒で、親の再婚や養子縁組等により新たに両親を得た者は除く。 (受給の要件) 第3条 県民会議から自死遺児救済援護事業により給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 自死遺児であること -(2) 大分県内に居住する児童生徒であること -(3) 大分県内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、盲・聾・支援学校に在学してゐること 第4条 (略) (受給期間) 第5条 自死遺児救済援護事業により自死遺児が本会より給付を受ける期間は、自死遺児が第3条に定める要件を満たす期間とする。

(受給の申請)

第6条 受給を希望する遺児の保護者は、自死遺児救済援護事業受給申請書（様式1）により、県民会議会長（以下「会長」とする。）に申請しなければならない。

2 申請は毎年度行うものとする。

3 受給適用年度は申請日を基準とする。

第7条～第10条（略）

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成16年7月15日から適用する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

新規受給者

区 分
新規遺児激励金

小学校・中学校に在学する者

区 分
小・中学校入学祝金
修学旅行助成金
クリスマスプレゼント
中学卒業祝金
家族ふれあい旅行助成金
文化鑑賞・スポーツ観戦助成金

高等学校等に在学する者または中学卒業後保護者に扶養されている者

区 分
育英支援金

※上記各経費には、通信運搬費、手数料を含む。

(受給の申請)

第6条 受給を希望する遺児の保護者は、自死遺児救済援護事業受給申請書（様式1）により、県民会議会長（以下「会長」とする。）に申請しなければならない。

2 申請は毎年度行うものとする。

第7条～第10条（略）

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成16年7月15日から適用する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

区 分
新規遺児激励金
小・中学校入学祝金
修学旅行助成金
クリスマスプレゼント
中学卒業祝金
家族ふれあい旅行助成金
文化鑑賞・スポーツ観戦助成金

※上記各経費には、通信運搬費、手数料を含む。

自死遺児救済援護事業実施要領（改正案）

（目的）

第1条 この要領は、大分県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）が、自殺により親を失った子どもの健全育成を図るための自死遺児救済援護事業を実施し、給付活動を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）子ども

小学校に就学する年齢にある者から満18歳に達する日が属する年度末までの者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学する者、または中学校を卒業し保護者に扶養されている者

（2）保護者

子どもの親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他子どもを現に監護する者

（3）自死遺児

自殺により親を失った子どもで、親の再婚や養子縁組等により新たに両親を得た者は除く。

（受給の要件）

第3条 県民会議から自死遺児救済援護事業により給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（1）自死遺児であること

（2）保護者が大分県内に居住していること

（給付内容等）

第4条 自死遺児救済援護事業による給付の内容等は別表のとおりとする。

（受給期間）

第5条 自死遺児救済援護事業により、自死遺児が給付を受ける期間は、小学校就学の始期から満18歳に達した日が属する年度末までとする

（受給の申請）

第6条 受給を希望する遺児の保護者は、自死遺児救済援護事業受給申請書（様式1）により、県民会議会長（以下「会長」とする。）に申請しなければならない。

2 申請は毎年度行うものとする。

3 受給適用年度は、申請日を基準とする。

(給付の認定)

第7条 会長は、前条に規定する申請を受理した場合において、給付の可否を決定し、自死遺児救済援護事業支給決定書（様式2）により、自死遺児の保護者へ通知する。

2 申請の内容に疑義がある場合には、県民会議は申請の内容について調査し、または申請者に追加資料の提出等を求めることができる。

(異動届)

第8条 受給者に次の各号の事由が発生したときは、保護者はすみやかに自死遺児救済援護事業受給者異動届け（様式3）により、会長に届け出なければならない。

(1) 受給者が死亡したとき

(2) 保護者、受給者の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき。

(給付の廃止)

第9条 会長は、次の各号の一に該当する場合は、給付を廃止するものとする。

(1) 受給者及びその保護者が、給付の辞退を申し出たとき。

(2) 受給者が死亡したとき。

(3) 転居等により受給者が受給資格を失ったとき。

(給付の返還)

第10条 受給者が虚偽の申請その他不正の手段によって給付を受けたことが判明した場合は、会長は受給者の保護者に対し給付の全額または一部について、返還を命じることができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成16年7月15日から適用する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

新規受給者

区 分
新規遺児激励金

小学校・中学校に在学する者

区 分
小・中学校入学祝金
修学旅行助成金
クリスマスプレゼント
中学卒業祝金
家族ふれあい旅行助成金
文化鑑賞・スポーツ観戦助成金

高等学校等に在学する者または中学卒業後保護者に扶養されている者

区 分
育英支援金

※上記各経費には、通信運搬費、手数料を含む。

令和7年度 自死遺児救済援護事業

項目	支給時期	小学生						中学生		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
新規遺児激励金 (2万円)	通年	新たに救済援護対象となった者								
入学祝金 (5万円)	5月(小学校) 3月(中学校)	○					○			
修学旅行助成金 (小学生2万円、中学生3万円)	6月(小学6年) 9月(中学2年)						○		○	
家族ふれあい旅行助成金 (1家族5万円)	6月					○				
文化鑑賞・スポーツ観戦助成金 (5千円)	7月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クリスマスプレゼント (1万円)	12月	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中学校卒業祝金 (10万円)	2月									○

※ 遺児の学年により支給内容が異なりますのでご注意ください。(○印が支給対象です)

※ 令和2年度から、全ての項目の支給を口座振替で行うこととしました。

※ 支給内容、支給時期について変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和8年度 自死遺児救済援護事業

項目	支給時期	小学生						中学生			高校生		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
新規遺児激励金 (5万円)	通年	新たに救済援護対象となった者											
入学祝金 (5万円)	5月(小学校) 3月(中学校)	○					○						
修学旅行助成金 (小学生2万円、中学生3万円)	6月(小学6年) 9月(中学2年)						○		○				
家族ふれあい旅行助成金 (1家族5万円)	6月					○							
文化鑑賞・スポーツ観戦助成金 (2万円)	7月	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
クリスマスプレゼント (2万円)	12月	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
中学校卒業祝金 (10万円)	2月									○			
育英支援金 (6万円)	4月										○	○	○

※ 遺児の学年により支給内容が異なりますのでご注意ください。(○印が支給対象です)

※ 支給は口座振替で行います。

※ 支給内容、支給時期について変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和8年度 大分県青少年育成県民会議 会員名簿

R8.7月現在

番	名 称	代表者名
1	大分県社会福祉協議会	佐藤 章
2	大分県民生委員会 大分県児童委員協議会	神田 英巳
3	一般財団法人 大分県ひとり親家庭福祉連合会	高山 やよみ
4	大分県青少年団体 大分県連絡協議会	荒金 淳
5	公益社団法人日本ボーイスカウト 大分県連盟	池邊 晴美
6	公益社団法人 ガールスカウト 大分県連盟	森 容子
7	「小さな親切」運動 大分県本部	衛藤 晟一
8	大分県スポーツ少年団本部	牧 和志
9	日本海洋少年団 大分県連盟	疋田 智昭
10	大分県農業青年会 大分県連絡協議会	大塚 勇太
11	大分県BBS連盟	宇野 吉信
12	大分県子ども会育成会 大分県連絡協議会	荒金 淳
13	大分県連合青年団	古田 裕樹
14	大分県青年国際交流機構	田中 一旭
15	大分県文化財愛護少年団 大分県連絡協議会	高木 六郎
16	大分県みどりの少年団 大分県育成連絡協議会	田 邊 勇
17	大分県少年の船の会	山本 達二
18	大分県立学校長協会	三浦 一雄
19	大分県中学校長会	姫野 宏明
20	大分県小学校長会	姫野 貴裕
21	大分県退職校長会	廣瀬 孝二

番	名 称	代表者名
22	一般財団法人 大分県私学協会	小山 康直
23	一般社団法人大分県専修学校 各種学校連合会	山下 麻由香
24	国立大学法人大分大学	北野 正剛
25	独立行政法人国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校	坪井 泰士
26	公立大学法人大分県立 芸術文化短期大学	小手川 大助
27	日本労働組合総連合会 大分県連合会	石本 健二
28	大分県教職員組合	迫 圭吾
29	大分県高等学校教職員組合	大野 真二
30	大分県公立高等学校 教職員組合	安松 洋平
31	大分県PTA連合会	那賀 照晶
32	大分県高等学校PTA連合会	矢野 伸二
33	一般社団法人 大分県地域婦人団体連合会	水谷 トシエ
34	公益社団法人日本青年会議所 九州地区大分ブロック協議会	吉田 結香
35	大分県公民館連合会	松井 督治
36	大分県書店商業組合	樋口 純一
37	大分県医薬品卸業協会	難波 芳史
38	大分県興行生活衛生同業組合	田井 肇
39	大分県旅館ホテル 生活衛生同業組合	西田 陽一
40	一般社団法人大分県建設業協会	藤田 三吉
41	公益財団法人大分県交通安全協会	杉原 正晴
42	公益財団法人 大分県防犯協会	荒金 一義

令和8年度 大分県青少年育成県民会議 会員名簿

R8.7月現在

番	名 称	代表者名
43	大 分 県 保 護 司 会 連 合 会	大久保三代子
44	大 分 県 更 生 保 護 女 性 連 盟	松 本 布 城 美
45	公 益 財 団 法 人 大分県暴力追放運動推進センター	後 藤 富 一 郎
46	公益財団法人 大分県スポーツ協 会	麻 生 益 直
47	大 分 県 学 校 保 健 会	河 野 幸 治
48	大分県中小企業団体中央会	戸 高 有 基
49	大 分 県 経 営 者 協 会	杉 原 正 晴
50	大 分 県 商 工 会 議 所 連 合 会	吉 村 恭 彰
51	大 分 県 商 工 会 連 合 会	首 藤 文 彦
52	一般社団法人 大分青年会議所	森 裕 幸
53	大 分 ロ ー タ リ ー ク ラ ブ	佐 藤 信 彦
54	大 分 中 央 ロ ー タ リ ー ク ラ ブ	植 村 伸 児
55	大 分 臨 海 ロ ー タ リ ー ク ラ ブ	岩 下 正 史
56	国 際 ソ ロ プ チ ミ ス ト 別 府	内 田 陽 子
57	大 分 県 市 長 会	長 野 恭 紘
58	大 分 県 町 村 会	日 野 康 志
59	大 分 県 少 年 警 察 ボ ラ ン テ ィ ア 協 会	佐 藤 靖 久
60	大 分 県 子 ど も 劇 場 連 絡 会	仲 道 美 衣
61	大 分 合 同 新 聞 社	長 野 景 一
62	N H K 大 分 放 送 局	朝 鍋 辰 博

番	名 称	代表者名
63	株 式 会 社 大 分 放 送	猪 俣 知 三
64	株 式 会 社 テ レ ビ 大 分	池 邊 強
65	大 分 朝 日 放 送 株 式 会 社	佐 古 浩 敏
66	株 式 会 社 エ フ エ ム 大 分	木 本 行 罔
67	特 定 非 営 利 活 動 法 人 パ ワ ー ウ ェ ー プ 日 出	小 野 町 子
68	別 府 大 学	友 永 植
69	日 本 文 理 大 学	橋 本 堅 次 郎
70	公立大学法人大分県立看護科学大学	麻 原 き よ み
71	別 府 溝 部 学 園 短 期 大 学	溝 部 仁
72	大 分 県 倫 理 法 人 会	一 丸 敏 雄
73	大 分 市 青 少 年 健 全 育 成 連 絡 協 議 会	石 田 泰 秀
74	別 府 市 青 少 年 育 成 市 民 会 議	上 村 松 治
75	中 津 市 青 少 年 健 全 育 成 市 民 会 議	御 幡 雅 章
76	日 田 市 青 少 年 問 題 協 議 会	伊 藤 寿 憲
77	佐 伯 市 青 少 年 育 成 市 民 会 議	宮 崎 正 豊
78	臼 杵 市 青 少 年 健 全 育 成 会 連 絡 協 議 会	衛 藤 照 生
79	津 久 見 市 青 少 年 健 全 育 成 市 民 会 議	後 藤 栄 一
80	竹 田 市 青 少 年 育 成 市 民 会 議	稿 本 一 彦
81	豊 後 高 田 市 青 少 年 健 全 育 成 市 民 会 議	加 祐 智 子
82	杵 築 市 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会	佐々木潤一郎

令和8年度 大分県青少年育成県民会議 会員名簿

R8.7月現在

番	名 称	代 表 者 名
83	宇佐市青少年健全育成市民会議	山 田 弘 樹
84	豊 後 大 野 市 青 少 年 健 全 育 成 市 民 会 議	川 野 文 敏
85	姫島村青少年健全育成村民会議	大 海 靖 治
86	国東市青少年健全育成市民会議	岩 光 一 郎
87	日出町青少年健全育成町民会議	坂 西 和 宏
88	由布市青少年健全育成市民会議	森 山 俊 司
89	九 重 町 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会 連 絡 会	小 野 宏 幸
90	玖珠町青少年健全育成協議会	宿 利 政 和
91	立 命 館 ア ジ ア 太 平 洋 大 学	米 山 裕
92	大分県飲食業生活衛生同業組合	井 上 富 義
93	JCOMマーケティング株式会社	小 森 智 幸
94	(一社)日本アミューズメント産業協 会 (JAIA=ジャイア) 大分県本部	尾 崎 隆
95	大分県社会教育委員連絡協議会	清 國 祐 二
96	二 豊 街 商 協 同 組 合	瀧 口 修 司
97	NPO 法 人 大 分 県 協 育 ア ド バ イ ザ ー ネ ッ ト	中 川 忠 宣
98	チャイルドラインおおいた	平 井 貴 美 子
99	学校法人 ザイナスアカデミー	江 藤 稔 明
100	一 般 社 団 法 人 み ん が く	戸 高 諒

番	名 称	代 表 者 名
101	大 分 市 キ ャ ン プ 協 会	中 内 信 孝

賛助会員

- ・株式会社NTTドコモ 大分支店
- ・宮瀬 雅士
- ・後藤 瑞隆

(敬称略)

大分県青少年育成県民会議規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会議は、大分県青少年育成県民会議と称する。

(事務所)

第 2 条 この会議の事務所は大分市に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 この会議は青少年問題の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、次代の国家、社会を担う青少年を健全に育成することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の自覚を高め、社会の一員として自己を完成するための諸活動
- (2) 青少年団体及びグループの健全育成をはかり、青少年の参加を促進するための諸活動
- (3) 勤労青少年の教育・福祉の向上と生活条件の改善のための諸活動
- (4) 体育野外活動及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (5) 健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (6) 家庭教育・学校教育・社会教育等の緊密な連携をはかるための諸活動
- (7) 家庭の健全化の諸活動
- (8) 青少年の非行防止のための諸活動
- (9) 社会環境浄化のための諸活動
- (10) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 役員及び職員

(役員)

第 5 条 この会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若 干 名
- (3) 運営委員 30 名以内
- (4) 監 事 2 名

(役員の職務)

第6条 会長は、この会議の業務を総理し、この会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従ってその職務を代行する。

3 運営委員は、第14条の定めるところにより、その職務を行う。

4 監事は会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の選任)

第7条 会長、副会長及び監事は総会において選任する。

2 運営委員は、総会の承認を得て、会長が指名する。

(役員の任期等)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 監事又は運営委員に欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を経て、会長がこれを選任又は指名し、次の総会に報告するものとする。

3 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が終了した後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(事務局)

第9条 この会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は会長が任命する。

3 事務局の運営に関し必要な事項は細則で定める。

第4章 組織及び運営

(会員)

第10条 この会議の目的に賛同し、これに入会し青少年育成県民運動に参加するものを正会員とする。また、必要に応じて賛助会員を置くことができる。

2 この会議への入会及びこの会議からの退会については、細則で定める。

3 賛助会員の加入及び特典等については、別に定める。

(機関)

第11条 この会議に総会及び運営委員会を置く。

(総会)

第12条 総会はこの会議の最高議決機関であって全正会員を持って構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) その他総会が必要と認めた事項

第13条 総会の議長は、そのつど正会員の中から会長が指名する。

(運営委員会)

第 14 条 運営委員会は、次回総会までの間における総会にかわる議決機関であって、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、この規約に定めるもののほか、次の事項を処理する。

- (1) 業務の運営に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項

2 運営委員会は、会長が招集する。

(特別委員会)

第 15 条 この会議に必要な応じ特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は会長が指名する。

(表決)

第 16 条 総会及び運営委員会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席し、出席者の過半数の賛同を得て議決する。

可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 17 条 この会議の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(経費)

第 18 条 この会議に要する経費は、会費、寄付金、助成金をもってあてる。

- 2 正会員の会費は、年 3,000 円とする。ただし、特別の事情があるものについては、運営委員会の承認を経て減免することができる。
- 3 会費の徴収に関し必要な事項は、細則で定める。

第 6 章 規約の改正ならびに解散

(規約の改正)

第 19 条 この規約は総会において出席者の 4 分の 3 以上の同意を得て改正する。

(解散)

第 20 条 この会議は総会において正会員の 2 分の 1 以上が出席し、出席者の 4 分の 3 以上の同意を得て解散することができる。

第7章 補 則

(施行細則)

第21条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会で定める。

附 則

この規約は、昭和41年10月8日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月31日から施行する。

大分県青少年育成県民会議細則

(目的)

第1条 この細則は、大分県青少年育成県民会議規約(以下「規約」という。)第9条3項、第10条第2項、第18条の第3項及び第21条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(加入及び脱退)

第2条 この会議の正会員になろうとするものは、加入申込書(第1号様式)を会長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

2 この会議を退会しようとするものは、退会届(第2号様式)を会長に提出しなければならない。

3 会員に、この会議の会員としてふさわしくない行動があったときは、運営委員会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

4 脱会又は除名された正会員が納入した会費その他拠出金は返還しない。

(会費の納入等)

第3条 正会員は、規約第18条の2第1項の規定に基づく会費を毎年6月末日までに納入しなければならない。

2 正会員に特別の事情があり、前項の納期内に会費の納入が困難な場合には、会費延納・減免申請書(第3号様式)を会長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(事務局)

第4条 この会議の事務局は、大分県生活環境部生活環境企画課に置く。

(事務局職員)

第5条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1 人

(2) 事務局次長 1 人

(3) 事務局員 若干名

(4) 書記 若干名

2 事務局長には、大分県生活環境部生活環境企画課長の職にある者を充てる。

(事務局職員の職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受けて局務を掌理する。

2 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

3 事務局員は、上司の命を受けて事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受けて事務を補佐する。

(職務権限)

第7条 この会議の業務は、会長の決裁を経てこれを行う。ただし、会長がその権限を委任した事項については、この限りではない。

第8条 前条ただし書の規定に基づき、会長が副会長に委任する業務は、次のとおりとする。

(1) 契約の締結及びそれに付随した業務に関すること。

(2) 補助金の申請及びそれに付随した業務に関すること。

2 前条ただし書の規定に基づき、会長が事務局長に委任する業務は、次のとおりとする。

(1) 監事又は運営委員の欠員の補充に関すること。

- (2) 事務局職員の任命に関する事。
- (3) 事務局職員の出張に関する事。
- (4) 物品の調達、保管に関する事。
- (5) その他軽易な事務の処理に関する事。

(文 書)

第9条 文書の収受・発送は、文書処理簿を備えて記録整理するものとする。

2 文書の記号は、「大青県」とし、会計年度毎の一連番号を付するものとする。ただし、軽易なものはこの限りではない。

(予算の執行)

第10条 収入及び支出は、会長の決裁をもってこれを執行する。ただし、300万円以下の収入・支出については事務局長が専決できるものとする。

(代決)

第11条 前条ただし書による専決事項で、軽易又は定例的なものについては、事務局次長が代決できるものとする。

(費用弁償)

第12条 役員及び事務局員が業務のため出張するときは、費用弁償を行うものとする。

2 前項の費用弁償の額は、大分県職員旅費の支給の例とする。

(帳 簿)

第13条 事務局に備えつける帳簿は、次のとおりとする。

会員名簿
役員名簿
現金出納簿
証拠書類

(会計調書)

第14条 会計経理上使用する調書等の様式は、別に定める。

(事務処理)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この細則は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 昭和60年度分の会費の納期については、第3条第1項の規定にかかわらず、昭和60年12月末日までとする。

附 則

この細則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年6月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年8月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年11月12日から施行する。